# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	公営住宅等の管理に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、公営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

白老町長

### 公表日

令和3年9月1日

#### I 関連情報

連絡先

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	公営住宅等の管理に関する事務					
②事務の概要	「公営住宅法(昭和26年法律第193号)」及び「白老町営住宅条例(平成9年条例第29号)」、「白老町有一般住宅条例(平成22年条例第2号)」に基づき、白老町が住宅に困窮する低所得者等を対象として低廉な家賃で公営住宅等を提供するため、公営住宅等の入居募集並びに選考入居者の管理及び公営住宅等施設の維持管理業務を実施する。  上記の関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ① 公営住宅等の入居資格の確認 ② 家賃、敷金及び駐車場使用料の決定及び変更 ③ 家賃、敷金及び駐車場使用料の徴収、減免、徴収猶予 ④ 入居者の収入状況の報告 ⑤ 名義変更、同居の承認及び不正入居者対応 ⑥ 収入超過者及び高額所得者の認定 ⑦ 公営住宅等の明渡請求に関する事務 ⑧ 各種申請・届出書(世帯異動届等)の受理・決定 ⑨ 条例で定める事項					
③システムの名称	公営住宅管理システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、 滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	名					
住民票関係情報ファイル、地ズ	方税関係情報ファイル、生活保護関係情報ファイル、障害者関係情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 19の項 ・白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月28日条例第37号) 第4条第1項 別表第一 3の項					
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 31の項 ・番号法第19条第9号、番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (独自利用事務)					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	建設課					
②所属長の役職名	建設課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

白老町 建設課 住宅グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年8月13日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年8月13日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	[書]		1) 2 2) 2	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 持に力を入れている 十分である 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) - 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			い(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 2)- 3) 3	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 4	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1)	選択肢> 特に力を入れて行っ <sup>−</sup> 十分に行っている +分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	評価実施機関名	白老町	白老町長		
平成30年6月29日	99 I 5. ② 建設課長 竹田 敏雄		建設課長 小関 雄司		
平成30年6月29日	成30年6月29日 I 7 白老町 総務課 総務グループ E		白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月29日	成30年6月29日 II 1 2015/12/17 6		6月29日		
平成30年6月29日	成30年6月29日 II 2 2015/12/17 6		6月29日		
令和1年6月21日	1年6月21日 I 5. ② 建設課長 小関 雄司 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.		建設課長		
令和1年6月21日	II 1	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年6月21日	I 2	平成30年6月29日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年9月1日	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)31の項 ・番号法第19条第8号、番号法第19号第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (独自利用事務)		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)31の項 ・番号法第19条第9号、番号法第19条第9号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則 (独自利用事務)	事後	
令和1年9月1日	Ⅱ 1	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和1年9月1日	Ⅱ 2	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	